

第3章 計画の基本理念・体系

1. 計画の基本理念

令和4年10月に改正された「自殺総合対策大綱」では、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことが基本理念として定められています。

本市においては、一人ひとりに寄り添い、かけがえのないいのちを支えるために、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

かけがえのない いのちを支えるまち さかど

2. 計画の基本認識

自殺総合対策大綱及び埼玉県自殺対策計画を踏まえ、本市では「生きることへの包括的な支援」という観点から、以下の5つの基本認識に基づいて取組を推進します。

- 自殺は誰にも起こりうる身近な問題である
- 「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり、このことを社会全体で認識することが必要
- 年間自殺者数は令和4（2022）年に著しく減少したが、非常事態はいまだ続いている
- 新型コロナウイルス感染症に端を発した、様々な問題や社会情勢の変化を踏まえた対策の推進が必要
- 自殺を考えている人は何らかのサイン（兆候）を発していることが多い

3. 計画の基本方針

大綱で国が示した、以下の6つの基本方針に沿って計画を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

自己肯定感^{※2}や、信頼できる人間関係等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った際に自殺の危険性が高まります。

自殺対策を「生きることの促進要因」を増やす取組に加えて、「生きることの阻害要因」を減らす取組を行い、双方の取組を通じて自殺のリスクを減らす生きることの包括的な支援として推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策を展開する

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、そのためには様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の推進や、生活困窮者自立支援制度などとの連携、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めることで、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスなどを受けられる体制の構築を図ります。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援」、「地域連携」、「社会制度」を総合的に推進します。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」といった、それぞれの段階における施策を講じます。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

危機に陥った人の心情や背景を理解することや、危機に陥った場合は誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように普及啓発を行っていくことが重要です。

^{※2} 自己肯定感：自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情等を意味する言葉。

全ての市民が自殺のサインに気付き、見逃さないようにできるよう広報・教育活動を充実していきます。

（5）関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

『かけがえのない　いのちを支えるまち　さかど』を実現していくためには、行政、関係団体、企業・事業所、学校及び市民が連携して自殺対策を推進することが必要です。各主体が果たすべき役割を明確化・共有化した上で、相互の連携の仕組みを構築します。

（6）自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

自殺対策を推進していく中で、自殺又は自殺未遂をした人やその家族などの名誉及び生活の平穏に十分配慮し、人権やプライバシーを不当に侵害することのないように留意しながら、自殺者及びの当該自殺者の親族等に対して適切な支援を行います。

4. 計画の体系

【 図3-1 計画の体系図 】

